

福岡県医発第674号(地)
平成19年 7月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

北九州市乳幼児医療費支給制度の拡大について（お知らせ）

北九州市の乳幼児医療費支給制度につきまして、通院医療費は5歳未満、入院医療費は小学校就学前の乳幼児を対象に実施されておりますが、今般、子育てに係る経済的な負担の軽減に向けた支援策として、本制度を拡大する旨、北九州市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしく願いいたします。

今回の改正の概要は、下記のとおりであります。

記

1. 改正の内容 通院医療費の支給対象年齢を小学校就学前までに拡大
2. 改正の期日 平成19年8月1日
3. 給付方法 現物給付
4. 医療証について
 - ・乳幼児医療証は全て現行の通院・入院分の医療証（白色に赤字印刷）になります。
 - ・該当する受給者には、7月末に乳幼児医療証が送付されます。
 - ・今回の改正により乳幼児入院分、母子家庭等及び障害者医療証から乳幼児医療証に切り替わる場合は、新しい受給者番号に変更されます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



北九保保年第588号
平成19年7月12日

福岡県医師会 様

北九州市保健福祉局長 小 村 洋 一

北九州市乳幼児医療費支給制度の拡大について（お知らせ）

本市の福祉医療費支給制度については、平素からご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市の乳幼児医療費支給制度につきましては、通院医療費は5歳未満、入院医療費は小学校就学前の乳幼児を対象に実施しています。

このたび、子育てに係る経済的な負担の軽減に向けた支援策として、本制度の改正を下記のとおり行うこととしましたのでお知らせします。

記

- 1 改正の内容 通院医療費の支給対象年齢を小学校就学前までに拡大
- 2 改正の期日 平成19年8月1日
- 3 給付方法 現物給付
- 4 医療証について

乳幼児医療証は全て現行の通院・入院分の医療証（白色に赤字印刷）になります。

該当する受給者には、7月末に乳幼児医療証を送付します。今回の改正により乳幼児入院分、母子家庭等及び障害者医療証から乳幼児医療証に切り替わる場合は、受給者番号が新しくなりますのでご注意ください。

<連絡先>

〒803-8501

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市保健福祉局保健医療部保険年金課福祉医療係

TEL：093-582-2415

FAX：093-583-6142

